主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宮澤正剛の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六〇年一〇月八日

最高裁判所第一小法廷

_		誠	田	和	裁判長裁判官
孝		正		谷	裁判官
郎	次	禮	田	角	裁判官
_		洪		矢	裁判官
郎		益	島	高	裁判官